

第1 廃棄物処理法の制定と廃棄物の定義等

1 法の制定

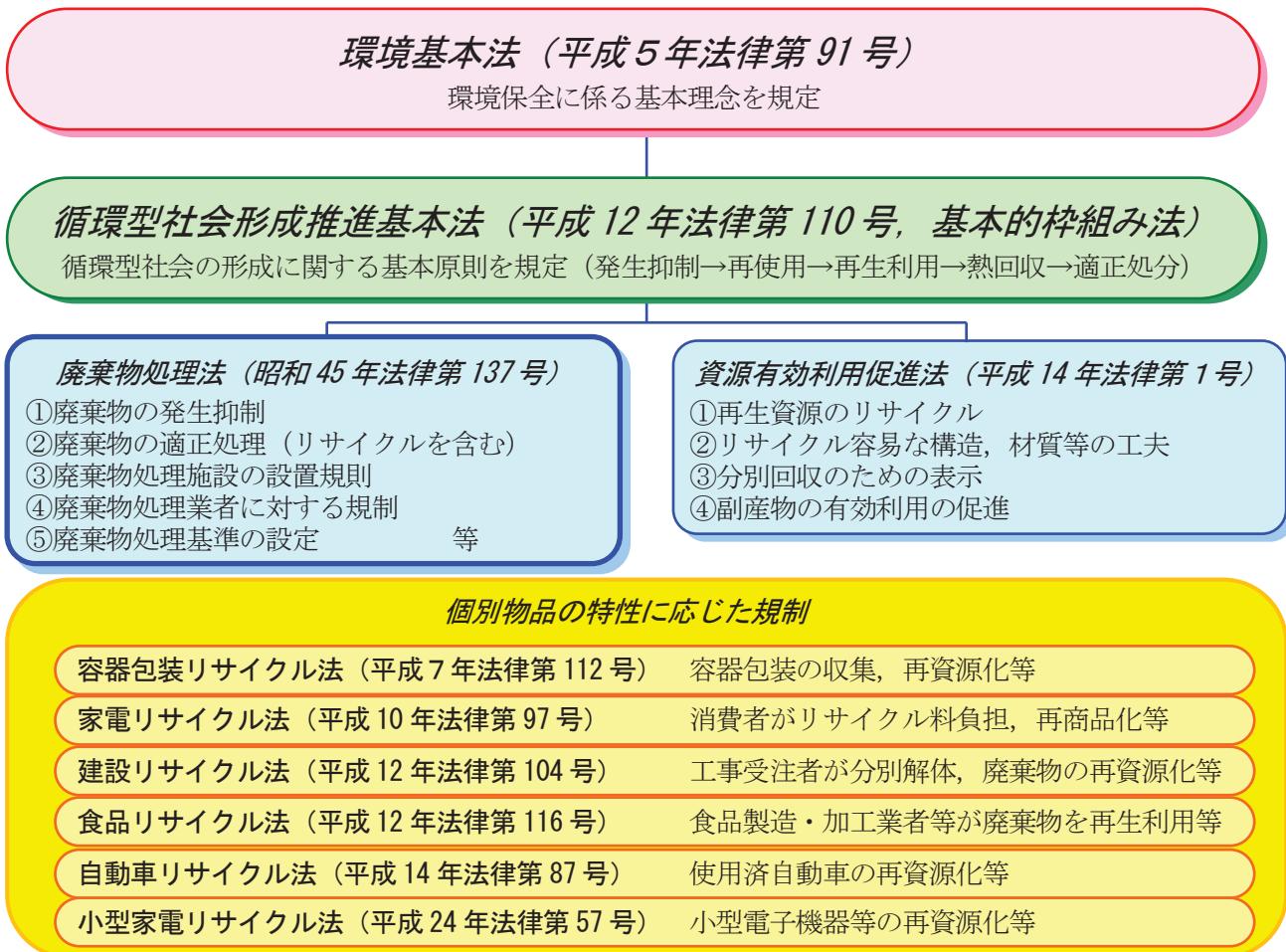
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の成立以前は、清掃法（昭和 29 年法律第 72 号）に基づき、住民の居住環境等を防疫上の観点から清潔に保つことにより公衆衛生の向上を図ることを主たる目的に、区域内（市街地）における汚物等の処理が主に実施されてきました。

しかしながら、高度経済成長期に飛躍的に発展した社会経済活動に伴い排出された有害物質、排水、排ガス、廃棄物等によって、地球環境や人の健康に対する影響が社会問題化し、昭和 45 年の公害国会（第 64 回臨時国会）において清掃法を全面改正した廃棄物処理法が制定されました。

2 法の位置付け

平成 12 年に循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）が制定され、廃棄物の処理及びリサイクルに係る基本原則が環境基本法の下に位置付けられ、さまざまなリサイクル法が成立しました。

図表 1 廃棄物処理法の位置付け



3 法の目的

廃棄物処理法では、廃棄物の排出抑制や適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を通じて、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

4 法体系

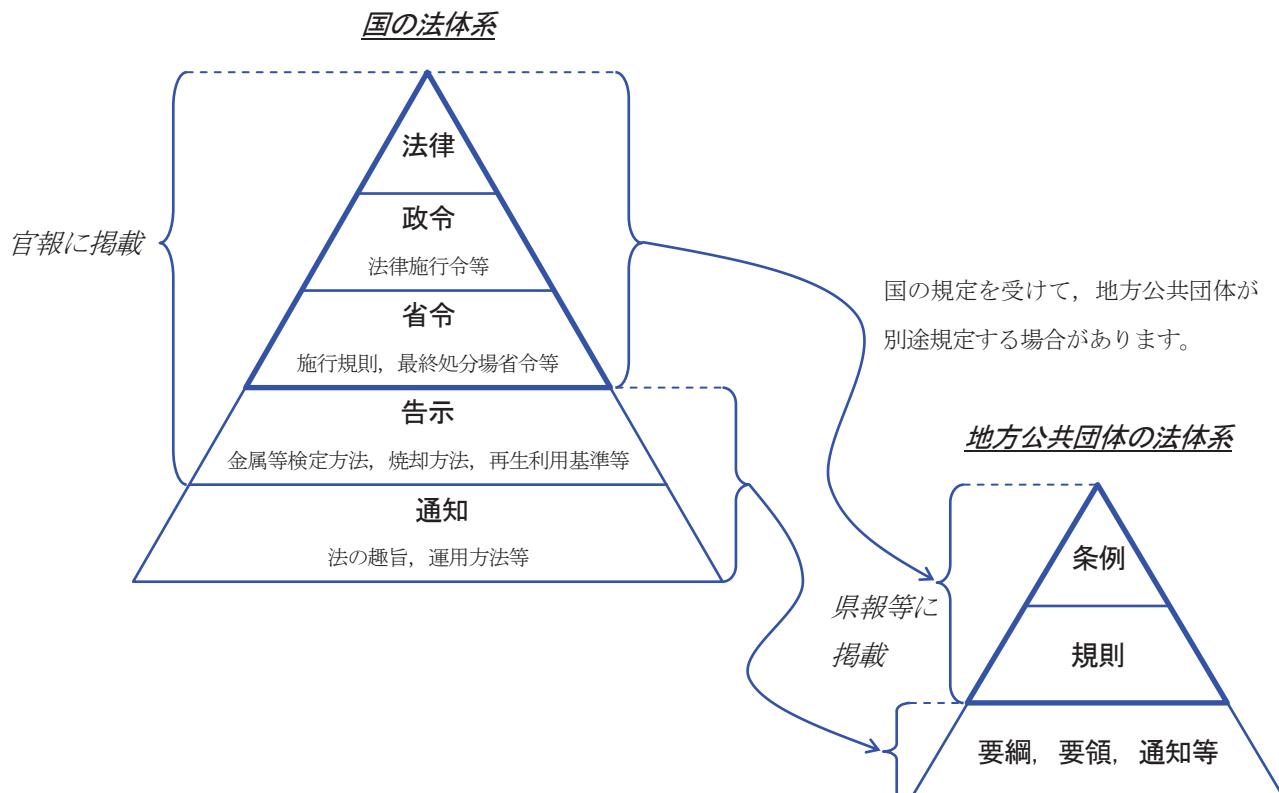
廃棄物処理法の法体系は、法律を頂点として、政令（法律施行令等）、省令（法律施行規則等）の三段階で構成されており、基本原則は法律に定め、詳細な内容は政令及び省令に委任されています。

また、法、政令及び省令の下に告示及び通知が定められ、法の趣旨に沿った適正処理に必要な具体的処理手法や運用方法が示されています。

なお、地方公共団体（都道府県又は政令市）においては、独自に条例、規則、要綱、要領、通知等を定めて、各自治体内における廃棄物の適正処理等に係る規定を定めています。

広島県では、広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号。以下「広島県生活環境保全条例」という。）及び同施行規則（平成15年広島県規則第69号。以下「広島県生活環境保全条例施行規則」という。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年広島県規則第55号。以下「施行細則」という。）を定め、廃棄物の適正処理を進めています。

図表2 廃棄物処理法の法体系



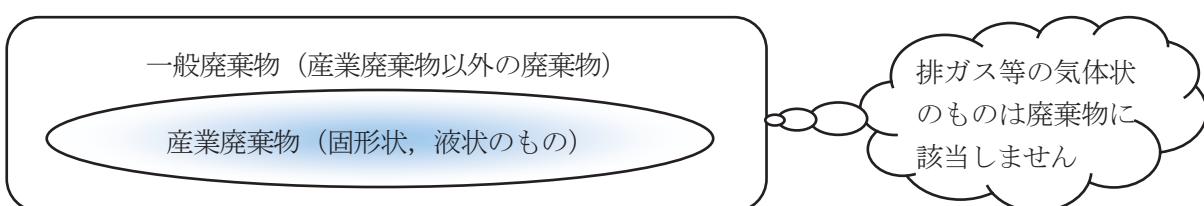
5 廃棄物の定義

(1) 一般廃棄物と産業廃棄物

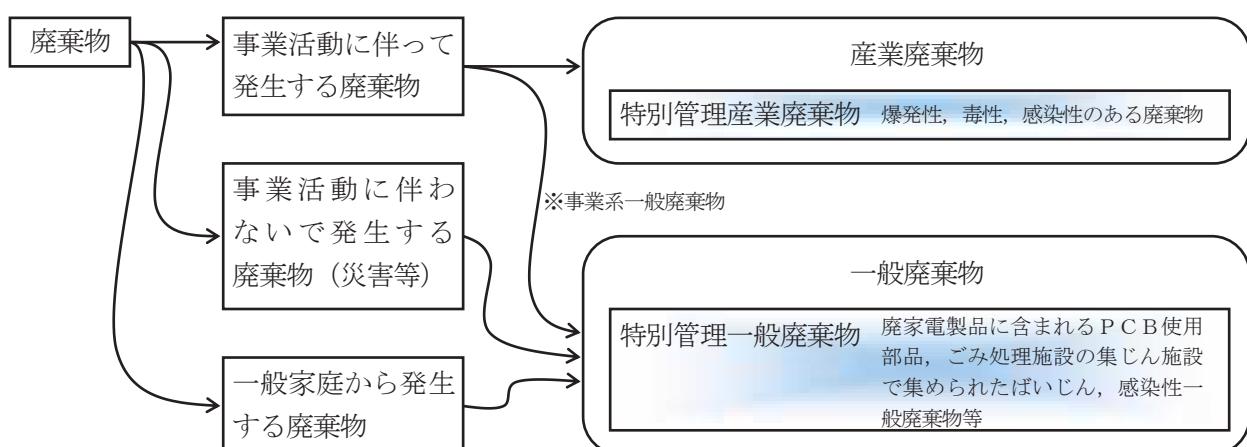
廃棄物とは、人間の活動に伴って発生するもので、ごみなどの汚物や自分で利用したり他人に有償で売却したりできないために不要となった固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）と定義されており、発生形態や性状の違いから、産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。法に定義された産業廃棄物に該当しないものは、すべて一般廃棄物になります。

また、爆発性、毒性、感染性などの人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、それぞれ特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物に分類されます。

図表 3 一般廃棄物と産業廃棄物の分類①



図表 4 一般廃棄物と産業廃棄物の分類②



※事業系一般廃棄物とは

- ①オフィス等から排出される紙くず、木くずなど
- ②飲食店、食堂等から排出される残飯、厨芥類など
- ③小売店等から排出される野菜くず、魚介類など 等

なお、次に掲げるものは、固形状・液状であっても廃棄物から除外されます。

- ① 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ② 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場附近において排出したもの
- ③ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、図表6（P5～6）に示す燃え殻、汚泥など20種類に分類されたものと輸入された廃棄物（航行廃棄物及び携行廃棄物を除く。）をいいます。これは、民間の工場、ビル、商店などの営利目的の事業活動に伴い排出されるものや水道事業などの公共の事業活動に伴い排出されるものも含んでいます。

これらの産業廃棄物が混合した状態で排出されるものは、2種類以上の産業廃棄物の混合物とみなします。例えば「洗車スラッジ」は、廃油と汚泥の混合物としてとらえます。

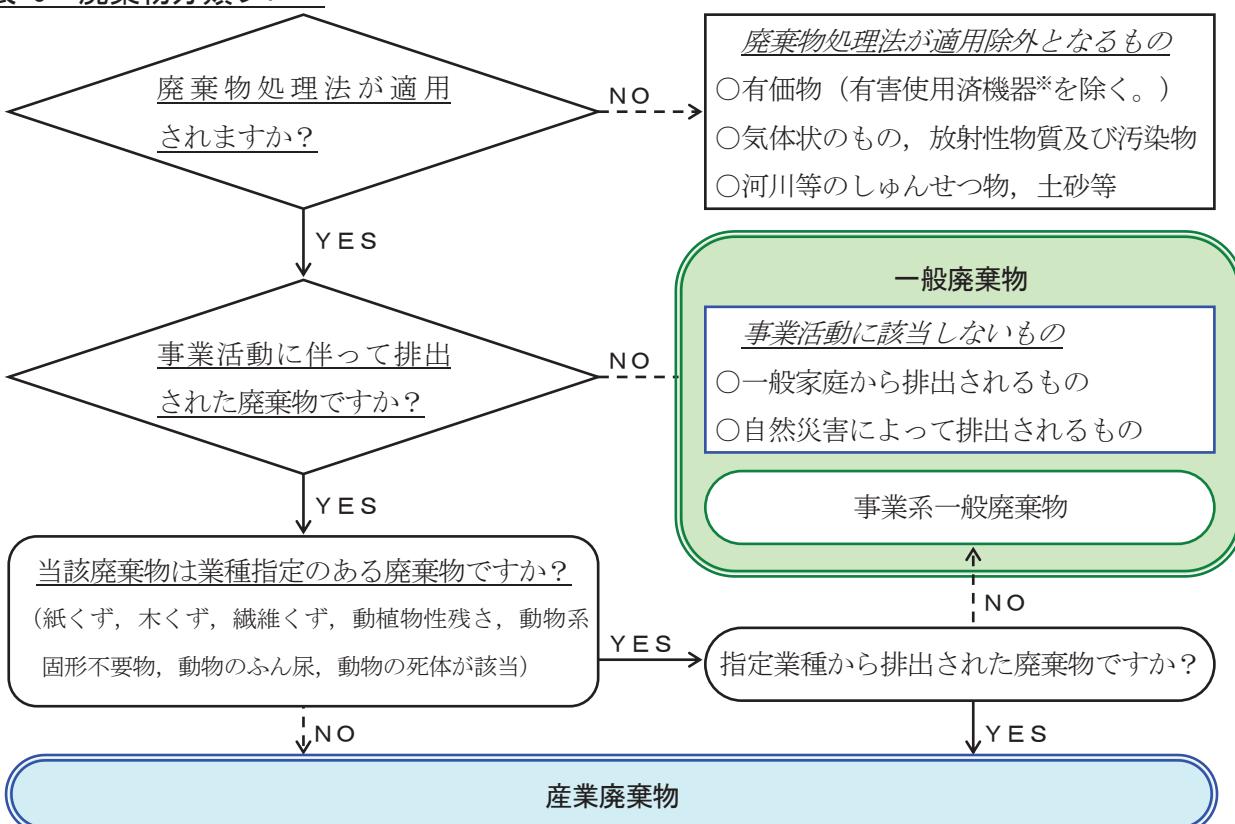
事業活動に伴って生じた廃棄物でも、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「動植物性残さ」、「動物系固体不要物」、「動物のふん尿」、「動物の死体」については、指定業種以外の事業所から排出された場合は一般廃棄物になります。

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などの人の健康や生活環境に著しい被害を生ずるおそれがあるものは、図表7及び8（P7～8）に示す特別管理産業廃棄物に分類されます。このような性質のため、特別管理産業廃棄物の取扱いには格別の注意が必要であり、その処理方法などが厳しく定められています。

また、排出事業者が自ら利用したり、他人に有償売却されているものは、原則、廃棄物ではありません。

なお、廃棄物となるのか、廃棄物であれば一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのかを分類する場合、次の図表5を参考にしてください。

図表5 廃棄物分類フロー



※エアコン等施行令第16条の2に定める32品目であって、使用を終了し、収集されたもの。

なお、有害使用済機器については、廃棄物処理法において保管や処分等に係る規制があります。

図表 6 産業廃棄物の種類（法第2条、施行令第2条、第2条の2、第2条の3）

種類	内容	具体例
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	廃棄物焼却灰、灰かす、石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、炉清掃排出物等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	①有機性汚泥 下水汚泥、ビルピット汚泥、消化汚泥、製紙スラッジ、活性汚泥等 ②無機性汚泥 めっき汚泥、砕石スラッジ、ペントナイト汚泥、石灰かす、活性炭かす、廃脱硫剤等
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、動植物油系廃油、廃溶剤類、廃可塑剤類、燃料油系廃油、タンカー洗浄排水、タールルピッヂ類、印刷インキかす等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液 中和処理した場合に生ずる沈殿物は汚泥として取り扱います。	硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、酢酸、クエン酸、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液、写真漂白廃液等
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液 中和処理した場合に生ずる沈殿物は汚泥として取り扱います。	石灰廃液、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、アンモニア廃液、写真現像廃液、か性ソーダ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃ベーカライト（プリント基盤等）、廃スチロール（発泡スチロールを含む。）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず、（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む。）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
紙くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの ③出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの ④製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑤P C Bが塗布され、又は染み込んだもの	印刷くず、製本くず、板紙、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
木くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの ③パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ④物品貯蔵業に係るリース物品 ⑤貨物の流通のために使用したパレット ⑥P C Bが染み込んだもの	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む。）、木材、木製品製造業関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、リース事業者から排出されるリース物品（家具、器具等）、貨物流通用パレット（貨物の荷役、輸送又は保管のために単位数量単位で載せる台）等
繊維くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類） ③P C Bが染み込んだもの	畳、じゅうたん、木綿くず、綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、ロープ、建設現場から排出される繊維くず等
動植物性残さ 【業種指定】	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物に該当）	①動物性残さ（魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ・瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら等） ②植物性残さ（ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぶんかす、豆腐かす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、葉草かす、油かす等）

種類	内容	具体例
動物系固形不要物 【業種指定】	と畜場においてとさつし、又は解体した獸畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず（廃タイヤは合成ゴムであるため廃プラスチック類）
金属くず		鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダイカ粉、半田かす、溶接かす等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	「コンクリートくず」は、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く（がれき類に該当）。	①ガラスくず 廃空びん類、板ガラスくず、破損ガラス、アンプルロス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉、ロックウールくず等 ②コンクリートくず 製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず等 ③陶磁器くず 土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、レンガ破片、瓦破片等 ④廃石膏ボード
鉱さい		スラグ（高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい）、キューポラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、不良石炭、鉱じん、鑄物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く。）等
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く。）	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片、アスファルトがら、廃スレート等
動物のふん尿 【業種指定】	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じた動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獸等のふん尿等
動物の死体 【業種指定】	畜産農業に係る事業活動に伴って生じた動物の死体	同上の家畜の死体
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、産業廃棄物である紙くず（P C Bが塗布され、又は染み込んだもの）、木くず（P C Bが染み込んだもの）、繊維くず（P C Bが染み込んだもの）若しくは金属くず（P C Bが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
産業廃棄物処理物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各欄に該当しないもの（法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物）	有害汚泥のコンクリート固型化物 化製場での化製処理により発生した廃肉骨粉
輸入された廃棄物	航行廃棄物（※1）及び携帯廃棄物（※2）を除く。	輸入された廃棄物

※1 航行廃棄物とは、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の日常生活に伴って生じたゴミ、し尿その他の廃棄物をいいます。

2 携帯廃棄物とは、入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみその他の廃棄物であって、入国する者が携帯するものをいいます。

3 上記に規定する産業廃棄物のうち、石綿を重量比で0.1%を超えて含むものは「石綿含有産業廃棄物」として処理する必要があります。

4 上記に規定する産業廃棄物のうち、水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となつたものであって環境省令で定めるものは「水銀使用製品産業廃棄物」として処理する必要があります。

5 上記に規定する産業廃棄物のうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/kgを超えて含有する燃え殻、汚泥、鉱さい及びばいじん並びに水銀を15mg/lを超えて含む廃酸及び廃アルカリは「水銀含有ばいじん等」として処理する必要があります。

図表 7 特別管理産業廃棄物の種類（施行令第2条の4）

種類	関連事業、施設等	具体例
廃油（燃焼しにくいもののを除く。）	紡績、印刷、香料製造、医薬品製造、石油精製、クリーニング、科学技術研究等	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油 参考 引火点70℃未満の廃油
廃酸（著しい腐食性を有するもの。）	カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油科学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究等	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ（著しい腐食性を有するもの。）	同上	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物	病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設、試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの）等	感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はそのおそれのある廃棄物で、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等の産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管等※）
ばいじん又は燃え殻及びこれらを処分するために処理したもの	①輸入された廃棄物の焼却施設で発生するものであって、ばいじんにあっては集じん施設で集められたもの（判定基準に適合しないものに限る。） ②ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの（判定基準に適合しないものに限る。）	
汚泥及び当該汚泥を処分するために処理したもの	輸入された廃棄物の焼却施設で発生する汚泥（廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）であって、ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの（判定基準に適合しないものに限る。）	
輸入されたばいじん	集じん施設で集められたもの	
輸入された燃え殻	ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの	
輸入された汚泥	ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの	

※ 紙おむつ・ガーゼ等については、感染性一般廃棄物となります。

図表 8 特別管理産業廃棄物のうち、特定有害産業廃棄物の種類（施行令第2条の4）

種類	具体例
廃P C B等	廃P C B及びP C Bを含む廃油 ①P C Bが染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず ②P C Bが塗布された紙くず ③P C Bが付着した廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類 ④P C Bが封入された廃プラスチック類、金属くず
P C B処理物	廃P C B等又はP C B汚染物を処分するために処理したもの ①油の場合、P C Bが試料1キログラム中0.5mgを超えるもの ②酸又はアルカリの場合、P C Bが試料1リットル中0.03mgを超えるもの ③廃プラスチック類又は金属くずの場合、P C Bが付着している、又は封入されていること。 ④陶磁器くずの場合、P C Bが付着していること。 ⑤上記以外の場合、P C Bが検液1リットル中0.003mgを超えるもの
廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（次項以下において「廃水銀等」という。）	①特定の施設において生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。） ②水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 ③廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
指定下水汚泥及び当該指定下水道汚泥を処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアノ化合物、P C B、揮発性有機化合物（12物質）、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はダイオキシン類を含むもの
鉱さい及び当該鉱さいを処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含むもの
廃石綿等 関連事業は、建設、解体、造船、機械修理など	①廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう）に係るもの（輸入されたものを除く。） ②大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定粉じん発生施設において生じたもの（輸入されたものを除く。） ③輸入されたもの のいずれかであって、飛散するおそれのあるものとして、環境省令で定める次のもの ○建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたものから、石綿建材除去事業により除去された当該石綿 ○建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち、石綿建材除去事業により除去された石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、人の接触、気流及び振動等により前記と同等以上に石綿が飛散するおそれがある保温材、断熱材及び耐火被覆材 ○石綿除去事業において使用されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの ○特定粉じん発生施設において生じた石綿で、集じん施設によって集められたもの（輸入されたものを除く。） ○特定粉じん発生施設、集じん施設を設置する工場等で使用された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの（輸入されたものを除く。） ○石綿であって集じん施設によって集められたもの、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具等で石綿が付着しているおそれのあるもの（事業活動に伴って生じたもので、輸入されたものに限る。）
燃え殻又はばいじん及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀及び1, 4-ジオキサン（ばいじんのみ）並びにカドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン又はダイオキシン類を含むもの
廃油及び当該廃油を処分するために処理したもの	判定基準を超える揮発性有機化合物（12物質）を含むもの
汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアノ化合物、P C B、揮発性有機化合物（12物質）、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ダイオキシン類を含むもの

※1 特定有害産業廃棄物のうち、有害物質を含む燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ（国内において生じたもの）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの並びに廃油（廃溶剤に限り、国内において生じたもの）及び当該廃油を処分するために処理したものについては、特定の施設等から排出されたものに限られています。

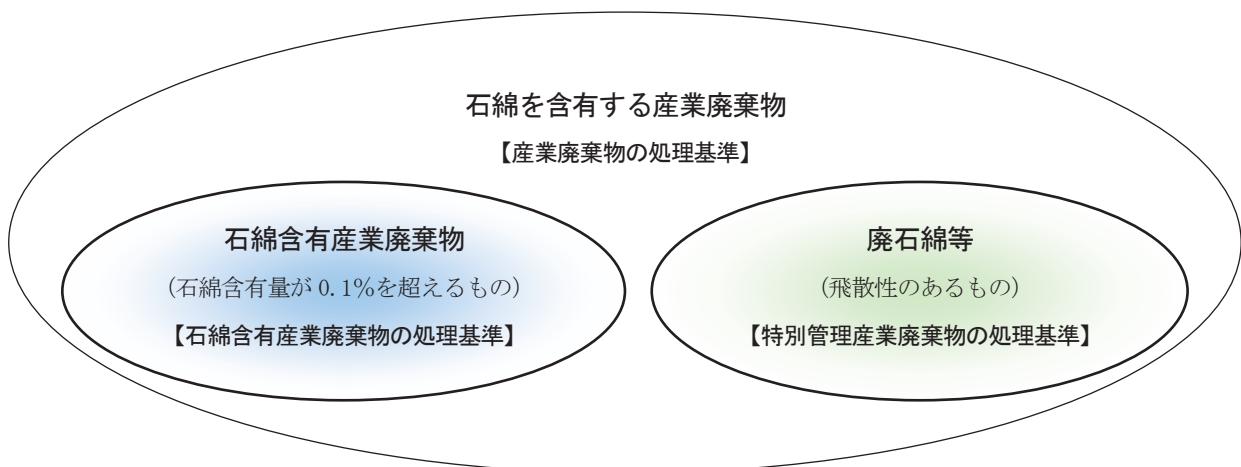
2 挥発性有機化合物（12物質）とは、①トリクロロエチレン、②テトラクロロエチレン、③ジクロロメタン、④四塩化炭素、⑤1, 2-ジクロロエタン、⑥1, 1-ジクロロエチレン、⑦シス-1, 2-ジクロロエチレン、⑧1, 1-トリクロロエタン、⑨1, 1, 2-トリクロロエタン、⑩1, 3-ジクロロプロパン、⑪ベンゼン、⑫1, 4-ジオキサンをいいます。

3 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準は、P41図表 37参照

(3) 石綿（アスベスト）を含有する産業廃棄物

石綿（アスベスト）を含む製品等の解体、除去に伴って生じた廃棄物は、図表9のとおり特別管理産業廃棄物（廃石綿等）と産業廃棄物に分類されますが、産業廃棄物のうち石綿含有量（重量比）が0.1%を超えるものは「石綿含有産業廃棄物」と規定されており、図表10に示す処理基準に従ってそれぞれ適正に処理する必要があります。

図表 9 石綿を含有する産業廃棄物



図表 10 石綿を含有する産業廃棄物の処理基準

区分	石綿含有量	特別管理産業廃棄物の処理基準	石綿含有産業廃棄物の処理基準	産業廃棄物の処理基準
廃石綿等	※基準なし	○	—	—
石綿含有産業廃棄物	0.1%超	—	○	○
上記以外で石綿を含有するもの	—	—	—	○

※ 含有量の基準ではなく、施行規則第1条の2第9項に該当するものが廃石綿等（P8）となります。

(4) 水銀を含有する産業廃棄物

水銀を含む産業廃棄物は、図表 11のとおり分類され、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理基準に加えて、それぞれ規定された処理基準（P44図表 40）に従って適正に処理する必要があります。

図表 11 水銀を含有する産業廃棄物

廃金属水銀等	水銀汚染物		水銀使用製品廃棄物
	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物	
廃水銀等	水銀を含む特別管理産業廃棄物	水銀含有ばいじん等	水銀使用製品産業廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> ・特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 ・水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀 	特定の施設から排出されるもので水銀の溶出量が判定基準を超過するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さいのうち、水銀を 15mg/kg を超えて含有するもの ・廃酸、廃アルカリのうち、水銀を 15mg/l を超えて含有するもの 	水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもので省令で定めるもの（図表 12）

回収した水銀

【水銀回収義務があるもの】

- ・ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さいのうち、水銀を 1,000mg/kg 以上含有するもの
- ・廃酸、廃アルカリのうち、水銀を 1,000mg/l 以上含有するもの

【水銀回収義務があるもの】
 水銀式血圧計、水銀体温計等
 (P44図表 40)

図表 12 水銀使用製品産業廃棄物の定義

水銀使用製品産業廃棄物の対象は、次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったもの

- ① 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成 27 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に該当する水銀使用製品であって次に掲げるもの

1	水銀電池		
2	空気亜鉛電池		
3	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	●	
4	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。)	●	
5	H I D ランプ(高輝度放電ランプ)	●	
6	放電ランプ(蛍光ランプ及びH I D ランプを除く。)	●	
7	農薬		
8	気圧計		
9	湿度計		
10	液柱形圧力計		
11	弹性圧力計(ダイアフラム式のものに限る。)	●	
12	圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限る。)	●	
13	真空計	●	
14	ガラス製温度計		
15	水銀充満圧力式温度計	●	
16	水銀体温計		
17	水銀式血圧計		
18	温度定点セル		
19	顔料	●	
20	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)		
21	灯台の回転装置		
22	水銀トリム・ヒール調整装置		
23	放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びH I D ランプを含む。)を除く。)	●	
24	水銀抵抗原器		
25	差圧式流量計		
26	傾斜計		
27	水銀圧入法測定装置		
28	周波数標準機	●	
29	ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)		
30	容積形力計		
31	滴下水銀電極		
32	参照電極		
33	水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)		
34	握力計		
35	医薬品		
36	水銀の製剤		
37	塩化第一水銀の製剤		
38	塩化第二水銀の製剤		
39	よう化第二水銀の製剤		
40	硝酸第一水銀の製剤		
41	硝酸第二水銀の製剤		
42	チオシアン酸第二水銀の製剤		
43	酢酸フェニル水銀の製剤		

- ② ①に掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品(●印のあるものに係るもの)を除く。)

- ③ ①及び②に掲げるもののほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

※ ①の 19 の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り ●印に該当する。